

魚津市公共建築物木材利用推進方針

第1 目的

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）に基づく国の基本方針並びに県の推進方針に即し、「魚津市公共建築物木材利用推進方針」（以下「方針」という。）を定め、市が整備する公共建築物において木材の利用を推進することにより、再生産可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築や二酸化炭素吸収源としての地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興による森林整備の促進に資することを目的とする。

第2 用語の定義

- (1) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (2) 「木質化」とは、建築物の天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分又は外壁等の屋外に面する部分に木材を使用することをいう。

第3 木材の利用を促進する公共建築物

- (1) 市は、この方針に沿って、建築基準法等の関係法令の基準又は、その他の理由により木造化することが困難な場合を除き、木造化を推進し木材の積極的な利用に努めるものとする。
- (2) 防災面や立地条件等から木造化が困難な場合のほか、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から木造以外の構造が有利な場合においても、原則として木造と他工法との混構造とするなど、木材の利用について配慮するものとする。
- (3) 公共建築物の中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとする。

第4 魚津市が整備する公共建築物での木材利用促進目標

(1) 木造化の推進

市有施設の整備にあたっては、次に掲げるものを除き、別表に掲げる公共建築物について木造化に努めるものとする。

- ① 治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ② 危険物を貯蔵又は使用する施設
- ③ 伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は文化財を収蔵、展示する施設
- ④ その他当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの

(2) 木質化の推進

市有施設の新築、増築又は改築にあたっては、木造、非木造に関わらず、周辺環境やコスト、性能等を勘案し可能な限り木質化を進めるものとする。

また、木材の需要の拡大のため、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努めるものとする。

(3) 間伐材利用の推進

市施工工事においては、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所ではコストの低減を図りつつ、地盤改良用木杭や木製工事用看板等、間伐材を積極的に利用するものとする。

第5 公共建築物における木材利用の推進体制に関する事項

- (1) 市は、この方針を効果的に推進するため、庁内に「魚津市木材利用推進連絡会議」（以下「会議」という。）を設置し、木材の利用促進を全庁的に進めるとともに、必要に応じて会議を開催する。
- (2) 会議は、関係部局が計画又は実施する事業等について木材の具体的な利用方法を検討し、木材の利用推進に係る総合的な調整を行うこととし、関係部局は、その所管する事業について、木材の利用を促進するため木造化・木質化・間伐材利用を積極的に検討するものとする。

第6 木材利用の普及啓発

市は、木材の利用促進のため、木材利用の普及啓発に努めるものとする。

附則 この方針は、平成24年4月1日より適用する。

附則 この方針は、平成30年2月1日より適用する。

別表

魚津市が整備する木造化を図る公共建築物

建築物の用途	建築物の規模 (原則、全ての建築物(耐火建築物を除く)を対象とする)※1
庁舎・研修所	3階建て以下
学校	3階建て以下(2,000m ² 以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
体育館	3階建て以下(2,000m ² 以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
社会教育施設 (図書館・博物館等)	3階建て以下(2,000m ² 以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
集会場・公民館	2階建て以下で客席が 200m ² 未滿
社会福祉施設	法令の範囲内で可能なもの
市営住宅	3階建て以下(2階部分が 300m ² 以上、若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
宿泊施設(研修宿泊施設等)	2階建て以下(2階部分が 300m ² 以上は特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
幼稚園	平屋建て以下(2,000m ² 以上は特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
保育園	2階建て以下(2階部分が 300m ² 以上、若しくは2階に保育室、遊戯室等を設けた場合は特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
児童センター	2階建て以下(2階部分が 300m ² 以上は特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
展示場・物品販売所	2階建て以下(2階部分が 500m ² 以上は特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
倉庫	2階建て以下(1,500m ² 以上は準耐火建築物)
車庫	2階建て以下(150m ² 以上は準耐火建築物)

※1 延べ床面積が 3,000 m²を超える建築物は建築基準法第 21 条第 2 項第 2 号による。

※2 準耐火建築物等については、建築基準法第27条による。